

遊漁船業者の登録後の手続き等について

1 営業開始までの流れ

- ・ 受理した申請書の内容の審査を経て、一週間前後以内に登録通知書を郵送します。
- ・ 登録の通知を受けてから営業開始までの間に、業務規程の届出をしてください。
- ・ 営業開始までに、遊漁船業者登録票（様式第7号）を作成し、営業所と遊漁船に掲示してください。
- ・ 営業開始までに、〇釣りマーク（様式第8号）を作成し、遊漁船に掲示してください。

様式は県HPに掲載されています。業務規程の届出は水産課メールアドレス宛てにお願いします。

滋賀県HP URL : <http://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/download/302869/104090.html>
メールアドレス : g f 0 0 @ p r e f . s h i g a . l g . j p



2 登録後の遊漁船業者の義務について

- ・ 登録の更新（法第3条第2項）5年ごとに、登録の更新が必要です
- ・ 変更の届出（法第7条）毎年保険の更新後、変更届が必要です
- ・ 廃業等の届出（法第9条）
- ・ 業務規定の届出（法第11条）
- ・ 業務主任者の選任（法第12条）
- ・ 気象情報の収集等（法第13条）
利用者の安全の確保のため、気象・海象情報を収集し、安全確保が困難であると認める時は、遊漁船を出航させてはいけません。
- ・ 利用者名簿の備え（法第14条）
営業所ごとに、利用者名簿を備え置くことが義務付けられています。
保存義務：1週間（施行規則第12条第1項）
記載事項：氏名、住所、性別、年令、遊漁船の利用の開始年月日及び終了予定の年月日、案内する漁場の位置（施行規則第12条第2項）
- ・ 採捕規制の周知義務（法第15条）
案内する漁場の水産動植物の採捕に関する規制を、遊漁船に掲示するか、書面で配布するか、いずれかの方法により、利用客に周知しなければなりません。（施行規則第13条）
- ・ 標識の掲示（法第16条）
登録後、定められた様式（施行規則第14条）の標識を作成し、営業所・遊漁船ごとに、公衆の見やすい場所に、標識を掲示しなければなりません。遊漁船には、定められた様式（施行規則第14条）で登録番号も記載しないとはいけません。
- ・ 名義利用等の禁止（法第17条）
遊漁船業者は、他人に対し、その名義を遊漁船業のために利用することを許諾してはいけません。また、自己の事業に使用する船舶、営業所等を他人に貸渡し、他人にその名において経営させてはなりません。

3 業務規程について

- ・ 業務規程とは、遊漁船業の営業方法を定めた書面で、様式は自由ですが、法律および農林水産省令に定められた下記事項が盛り込まれていないといけません。
(県HPに業務規程の見本が掲載されています。空欄に追記すると完成します)

<業務規程の記載事項>

(施行規則第9条第1項)

- 一 利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保のため必要な情報の収集及び伝達に関する事項
- 二 利用者が遵守すべき事項の周知に関する事項
- 三 出航中止条件及び出航中止の指示に関する事項
- 四 気象若しくは海象等の状況が悪化した場合又は海難その他の異常の事態が発生した場合の対処に関する事項
- 五 漁場の適正な利用に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、遊漁船業者及びその従業者が遵守すべき事項

(施行規則第9条第2項)

- 一 遊漁船業の実施体制に関する事項
- 二 案内する漁場の位置に関する事項
- 三 遊漁船の係留場所に関する事項
- 四 遊漁船の総トン数又は長さ、定員及び通信設備に関する事項
- 五 役務の内容に関する事項
- 六 従業者に対して行う業務の適正な運営を図るための教育に関する事項
- 七 その他遊漁船業に関し必要な事項

4 変更届が必要な事項と必要書類について

- ・ 下記事項に変更があった場合には、施行規則第7条で規定する別記様式第5号により、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届出をしなければなりません。
- ・ 船舶検査証書の更新には変更届の必要はありません。

変更事項	必要書類
住所、氏名（法人の場合代表者）の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遊漁船業者登録事項変更届出書（様式第五号） ・ 現住所の分かる身分証明書の写し（小型船舶操縦免許証の写しも可） ・ （法人の場合は登記事項証明書）
営業所の名称および所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遊漁船業者登録事項変更届出書（様式第五号） ・ （商業登記の変更を要する場合は、登記事項証明書）
遊漁船の名称の変更、追加、係留場所の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁船業者登録事項遊変更届出書（様式第五号） ・ 船舶検査証書の写し（係留場所の変更時は不要） ・ 保険証券や保険申込書の写し（係留場所の変更時は不要） ・ 業務規程変更届（様式第十一号） ・ 業務規程の別表3、別表4
法人の場合、その役員の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遊漁船業者登録事項変更届出書（様式第五号） ・ 登記事項証明書 ・ 新たな役員 of 現住所の分かる身分証明書の写し ・ 役員が法第6条の拒否要件に該当しない誓約書（様式第二号）
未成年者の場合、その法定代理人の氏名及び住所の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遊漁船業者登録事項変更届出書（様式第五号） ・ 新たな代理人の現住所の分かる身分証明書の写し ・ 代理人が法第6条の拒否要件に該当しない誓約書（様式第二号）
遊漁船業務主任者の追加	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遊漁船業者登録事項変更届出書（様式第五号） ・ 新たな遊漁船業務主任者の実務経験又は実務研修を証する書面（様式第三号） ・ 選任した遊漁船業務主任者が施行規則第10条第2号各号に該当しない誓約書（様式第三号の二） ・ 新たな遊漁船業務主任者の小型船舶操縦免許証の写し ・ 新たな遊漁船業務主任者の遊漁船業務主任者講習会修了証の写し ・ 業務規定変更届（様式第十一号） ・ 業務規定の別表1と別表10
損害賠償保険契約の更新 （※毎年必要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遊漁船業者登録事項変更届出書（様式第五号） ・ 保険証券や保険申込書の写し ・ 船舶検査証書の写し
遊漁船業務主任者講習会受講修了証明書の更新	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遊漁船業務主任者の遊漁船業務主任者講習会の修了証の写し
業務規程の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務規程変更届（様式第十一号） ・ 変更部分の写し

5 廃業の届出

- ・ 下記事項に該当するようになった場合には、施行規則第8条で規定する別記様式第6号により、30日以内にその旨を都道府県知事に届出をしなければなりません。

廃業に該当する事由	届出しなければならない者
死亡した場合	その相続人
法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であつた者
法人が破産により解散した場合	その破産管財人
法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合	その清算人
遊漁船業を廃止した場合	遊漁船業者であつた個人又は遊漁船業者であつた法人を代表する役員

6 変更届等の提出先、お問い合わせ先

メールアドレス：g f 0 0 @ p r e f . s h i g a . l g . j p

郵 送 の 場 合：〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県 農政水産部 水産課 遊漁船業担当

TEL：077-528-3870 FAX：077-528-4885

7 その他

- ・ 遊漁船業の適正化に関する法律に関する情報は、水産庁のホームページ（<http://www.jfa.maff.go.jp/>）中の「遊漁の部屋」で見ることができます。

